

平成 22 年度税制改正大綱についてのコメント

(社) 全国宅地建物取引業協会連合会
会 長 伊 藤 博

本会では、住宅市場の活性化が国民の生活基盤の確立と日本経済のけん引役として重要であり、そのための積極的な刺激策が必要であるとして、都道府県宅建協会と連携して政府に対して、平成 22 年度の税制改正大綱について提言を行ってまいりました。

この度の税制改正大綱においては、住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の拡大において、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の現行 500 万円の非課税限度額が、平成 22 年度中に贈与を受けた場合は 1500 万円、平成 23 年度中に受けた場合は 1,000 万円となったことについては、当初案である 2,000 万円には届かなかったものの、この緊縮財政下の状況では、評価できるものであります。

また、新築住宅に対する固定資産税の減税措置、居住用財産に係る買換特例及び不動産取得税に係る特例措置等、各種時限措置の適用期限の延長についても、建築着工件数が減少している折、新築住宅の建築を促し、住宅市場の活性化につながる措置として、本会も提言を行っていた項目であり、今回の決定は歓迎いたします。

本会では、これらの税制改正に加えて、安全・確実な不動産取引が行える「不動産取引所」の検討、賃貸不動産管理業の法制化の推進、その他土地政策等に関する提言を研究する全宅連不動産総合研究所などの活動を通じて、不動産流通市場の活性化と日本経済の回復に尽力していく所存であります。